

環境農林水産常任委員会会議録

平成25年4月26日

場 所 第4委員会室

平成25年 4月26日 (金曜日)

欠席委員 (なし)

委員外委員 (なし)

午前10時0分開会

会議に付託された議案等

○環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査

○その他報告事項

- ・エコクリーンプラザみやざきにおける灰溶融炉事故について
- ・産業廃棄物処理業者に対する行政処分等について
- ・建設工事における指名競争入札の試行に係る検討項目等について
- ・イノシシ及びニホンジカの狩猟期間等の変更について
- ・平成24年の素材(丸太)生産量について
- ・宮崎県農業実態調査の実施について
- ・「建設工事における指名競争入札の試行に係る検討項目等」について
- ・宮崎県畜産新生プランの策定について
- ・「口蹄疫終息後の畜産農家の経営再開状況等」について
- ・家畜防疫員による農場巡回指導の状況について

説明のため出席した者

環境森林部

環境森林部長	堀野 誠
環境森林部次長 (総括)	金丸 政保
環境森林部次長 (技術担当)	楠原 謙一
部参事兼 環境森林課長	川野 美奈子
みやざきの森林 づくり推進室長	那須 幸義
環境管理課長	上山 伸二
循環社会推進課長	神菊 憲一
自然環境課長	佐藤 浩一
森林経営課長	水垂 信一
山村・木材振興課長	河野 憲二
みやざきスギ 活用推進室長	石田 良行
林業技術 センター所長	森 房光
木材利用技術 センター所長	飯村 豊
工事検査監	西山 悟

出席委員 (8人)

委員 長	山下 博三
副委員 長	有岡 浩一
委員	緒嶋 雅晃
委員	蓬原 正三
委員	横田 照夫
委員	岩下 斌彦
委員	高橋 透
委員	前屋敷 恵美

農政水産部

農政水産部長	緒方 文彦
農政水産部次長 (総括)	興 柁 正明
農政水産部次長 (農政担当)	郡 司 行敏
農政水産部次長 (水産担当)	那 須 司
畜産新生推進局長	中 田 哲朗

農政企画課長	鈴木大造
ブランド・流通対策室長	甲斐典男
地域農業推進課長	向畑公俊
連携推進室長	大久津浩
営農支援課長	工藤明也
農業改良対策監	後藤俊一
食の消費・安全推進室長	和田括伸
農産園芸課長	日高正裕
農村計画課長	宮下敦典
畑かん営農推進室長	原守利
農村整備課長	河野善充
水産政策課長	成原淳一
漁業・資源管理室長	日向寺二郎
漁村振興課長	神田美喜夫
漁港整備対策監	木下啓二
畜産振興課長	押川晶
家畜防疫対策課長	西元俊文
工事検査監	岩永修一
総合農業試験場長	井上裕一
県立農業大学校長	山内年
水産試験場長	山田卓郎
畜産試験場長	岩崎充祐

事務局職員出席者

議事課主査	佐藤亮子
議事課主任主事	川崎一臣

○山下委員長 ただいまから環境農林水産常任委員会を開会いたします。

それでは、まず委員席の決定についてであります。現在お座りの仮席のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、本日の委員会の日程についてであります。お手元に配付いたしました日程案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、委員会の運営方法についてありますが、執行部入れかえの際は、委員長会議確認事項のとおり、10分程度の休憩を設けることとしたいと考えております。今、申し上げた要領で執行部の入れかえを行うことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 それでは、執行部入室のため、暫時休憩をいたします。

午前10時1分休憩

午前10時4分再開

○山下委員長 委員会を再開いたします。

先般の臨時県議会におきまして、私ども8名が新たに環境農林水産常任委員会委員に選任をされたところであります。私は、このたび委員長に選任をされました都城市選出の山下でございます。

それでは、一言御挨拶を申し上げます。

ただいま挨拶をさせていただきましたが、私ども8名が本委員会の委員になったわけですが、環境森林を囲む環境というのは本当に明るい兆しがなかなか見えない中で、けさほどの新聞にも出ておりましたが、本県の杉の丸太搬出量が140万立方という、我々の先人が、戦後の拡大造林で、本当にいい宮崎をつくるがためにやったことが——非常に今、丸太の消費とい

うのがなかなか追いつかない状況下であります。そういう中で、まだまだふえていくであろう丸太の生産量も、消費拡大に向けた取り組みがまだまだ必要かなと、そのように思っています。

実は、昨日、林活議連でえびのの道の駅、そして高齢者福祉施設のえびの涼風園を視察してまいりました。場所によってはふんだんな県産材の利用促進というのがなされておるわけですが、まだまだ利用価値の拡大というのが課題かなと、そのように思っておるところであります。

では、座って、委員の紹介をさせていただきます。

まず、私の左隣が宮崎市選出の有岡副委員長でございます。

次に、向かって左側ですが、西臼杵郡選出の緒嶋委員でございます。

宮崎市選出の横田委員でございます。

次に、串間市選出の岩下委員でございます。

続きまして、向かって右側ですが、北諸県郡選出の蓬原委員でございます。

次に、日南市選出の高橋委員でございます。

次に、宮崎市選出の前屋敷委員でございます。

次に、書記の紹介をいたします。

正書記の佐藤主査でございます。

副書記の川崎主任主事でございます。

次に、環境森林部長の挨拶、幹部職員の紹介並びに所管業務の概要説明等をお願いいたします。

○堀野環境森林部長 おはようございます。環境森林部長の堀野でございます。よろしくお願いいたします。

環境森林部は、新エネルギーの推進等の地球温暖化対策、またごみ処理、また大気汚染等の生活環境対策、さらには依然として厳しい状況

に置かれております林業の再生等を所管しております。

今後、職員一丸となって、環境対策、林業振興に取り組んでまいりたいと考えておりますので、山下委員長、有岡副委員長を初め、委員の皆様には御指導、御支援をよろしくお願いいたします。

それでは、座って説明させていただきます。

それでは、お手元に配付しております委員会資料によりまして、部の概要等を御説明いたします。

まず、1ページをお開きください。平成25年度環境森林部幹部職員名簿でございます。紹介をさせていただきます。

総括次長の金丸でございます。

技術担当次長の楠原でございます。

部参事兼環境森林課長の川野でございます。

みやざき森林づくり推進室長的那須でございます。

環境管理課長の上山でございます。

循環社会推進課長の神菊でございます。

自然環境課長の佐藤でございます。

森林経営課長の水垂でございます。

山村・木材振興課長の河野でございます。

みやざきスギ活用推進室長の石田でございます。

工事検査課、工事検査監の西山でございます。

林業技術センター所長の森でございます。

木材利用技術センター所長の飯村でございます。

なお、課長補佐以下の紹介につきましては、名簿でかえさせていただきます。

次に、2ページから3ページをお開きください。平成25年度環境森林部の執行体制をお示しております。

本年度の組織改正としましては、2ページの
下から3つ目の四角でございますけれども、山
村・木材振興課において、下線の部分ですが、
木質バイオマスの有効活用や林業・地域の活性
化を一層推進するため、昨年度までの企画情報
担当から企画・木質バイオマス担当に改正した
ところであります。

次に、4ページをお開きください。平成25年
度環境森林部歳出予算についてでございます。

この表は、環境森林部の一般会計、特別会計
について、平成25年度の歳出予算を課別に集計
したものであります。「平成25年度当初予算A」
の列の一番下、「合計」の欄にありますように、
一般会計、特別会計を合わせまして269億4,522
万6,000円で、「平成24年度の当初予算B」と比
較いたしますと、前年度対比106.9%となったと
ころであります。

次に、5ページから6ページをごらんくださ
い。「平成25年度環境森林部の重点推進事業」に
ついてであります。

これは、県の総合計画「未来みやぎ創造プ
ラン」のアクションプランにあります10の重点
施策のプログラムのうち、該当します4つのプ
ログラムの区分ごとに、主な事業を掲載したも
のであります。それぞれのプログラムに沿って、
各事業を積極的に推進していきたいと考えてお
ります。

7ページ以降の主な新規・重点事業及びその
他の報告事項につきましては、それぞれの担当
課・室長が御説明いたします。よろしくお願
いいたします。

○川野環境森林課長 それでは、新規・重点事
業について御説明いたします。

常任委員会資料の7ページをお開きいただき
たいと思います。「みやぎ新エネルギーづくり

推進事業」についてでございます。

1の事業の目的・背景でございますが、「宮崎
県新エネルギービジョン」の改訂計画に基づき、
新エネルギー導入のための体制を整備すると
ともに、市町村や民間事業者に対する支援など
を行い、新エネルギーの導入促進を図るもので
あります。

2の事業概要であります。予算額は557
万4,000円で、財源としまして、みやぎ成長産
業育成加速化基金を活用することとしておりま
す。

また、事業期間は、平成27年度までの3年間
を予定しております。

事業内容であります。8ページをごらんく
ださい。事業の概念図を記載しております。本
事業は、図にあります3つの事業によりまして、
県、市町村、民間事業者のそれぞれの取組み
を進め、新エネルギー導入の促進を図っていく
ものでございます。

まず、中央にあります新エネルギー導入推進
事業では、行政や業界団体などで構成する宮崎
県新エネルギー導入促進協議会を設置し、新エ
ネルギービジョンの進捗状況の検証や施策への
提言などを行うとともに、新エネルギーの理解
醸成のための普及啓発を行うものでございま
す。

次に、左側にあります新エネルギー地域づく
り促進事業では、地域の特性を生かした新エネ
ルギーの導入を促進するため、市町村が実施す
る可能性調査に対して補助を行うものでござい
ます。

また、右側の新エネルギー民間導入支援事業
では、コーディネーターを配置し、屋根や遊休
地の貸し付けなどを希望する者と太陽光発電事
業を行う者とのマッチングを図るとともに、新
エネルギー設備の設置に関する相談や情報提供

を行うものであります。

これらの取り組みによりまして、新エネルギーの導入を促進し、災害に強いエネルギーシステムを構築するとともに、低炭素社会の実現や地域の活性化を図ってまいりたいと考えております。

説明は以上であります。

○那須みやぎきの森林づくり推進室長 それでは、資料9ページをお開きください。「県営林経営計画策定基礎データ調査事業」について御説明いたします。

まず、1の事業の目的・背景であります。

県営林は、昭和40年代に造成された森林が本格的な主伐の時期を迎えつつあり、中でも県行分収林は平成26年度から31年度までに契約満期を迎える森林が集中しております。

このため、契約満期が近い県行分収林を中心に、森林の現況、あるいは収穫予想の調査等を行い、今後の県営林の健全な収入確保など健全な管理運営と、あわせて雇用・就業機会の創出を図るものであります。

2の事業の概要ですが、予算額は3,786万円で、財源は全額、緊急雇用創出事業臨時特例基金を活用して、平成25年度単年度事業で行うものであります。

(4)の事業内容ですが、①にありますように、この事業は森林組合に委託して実施したいと考えております。内容につきましては、10ページの写真をごらんください。①の森林現況調査や②の収穫予想調査、③の作業路開設のための簡易な測量などを行い、適正な経営に必要なデータ把握に努めたいと考えております。

恐れ入ります。再び9ページの2の(4)の⑤を見ていただきたいと思いますが、この事業により15人の新規雇用を予定しております。

この事業を適正に実施し、3の事業効果にありますように、県営林の実態に合った計画的で適正な管理運営と、山村地域の雇用就業機会の創出に努めてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○上山環境管理課長 それでは、委員会資料の11ページをお開きください。「浄化槽適正管理調査啓発事業」でございます。

資料にはございませんけれども、浄化槽は、適正な管理が行われませんと、その機能が低下し、水質汚濁等の原因になることから、浄化槽法によりまして、年1度、水質等の検査を受検することが義務づけられております。

しかしながら、浄化槽の管理者の変更届や建物等の取り壊しに伴う浄化槽の廃止届が行われないため、浄化槽台帳にはあるものの、設置状況そのものが不明な浄化槽が相当数ございまして、そのことが法定検査の受検率が伸びない要因の1つとなっております。

このため、この事業は、1の事業の目的・背景にありますように、設置状況が不明な浄化槽につきまして現地調査を行い、浄化槽台帳を再整備し、法定検査を実施していない管理者に対して受検勧奨を行うものでございます。

2の事業の概要ですが、予算額は2,839万8,000円、財源は全額、緊急雇用創出事業臨時特例基金を活用することとしております。

事業内容は、(5)の①にありますように、調査対象浄化槽は宮崎市を除く約1万5,000基でありまして、この調査をもとに台帳を再整備し、②にありますように、法定検査を実施していない受検者に対し、文書による受検勧奨を行うものでございます。

なお、この事業による雇用創出は、15名を予定しております。

説明は以上でございます。

○神菊循環社会推進課長 資料の13ページをお開きください。「公共関与支援事業」について御説明いたします。

この事業は、1の事業の目的・背景にありますように、廃棄物の適正処理を確保するため、公共関与による廃棄物総合処理センター「エコクリーンプラザみやざき」の安全で安定した運営を支援し、県内処理体制の確立を図るものであります。

なお、エコクリーンプラザみやざきは、焼却溶融施設、リサイクル施設、管理型最終処分場を有し、公益財団法人宮崎県環境整備公社において、公共関与による産業廃棄物処理と県央地域10市町村からの委託による一般廃棄物処理を行う施設でありまして、平成17年11月に供用を開始したものであります。

また、予算額は、2の事業の概要の(1)にありますように、13億38万3,000円であります。

事業内容につきましては、下の(5)にありますように、エコクリーンプラザみやざきの運営管理主体である同公社に対して、運営費の補助及び貸し付けを行うとともに、浸出水調整池補強工事に要する経費の貸し付けを行うものであります。

なお、内訳については記載のとおりであります。これにより同公社が必要な運転資金を確保することにより、安定した運営を行うことができ、県内で排出される産業廃棄物の適正処理と県央10市町村の一般廃棄物処理を円滑に行うことができると考えております。

次に、エコクリーンプラザみやざきの運営状況について御説明します。14ページをごらんください。

まず、1の産業廃棄物処理の状況であります。

この表は、エコクリーンプラザみやざきが供用を開始した17年度から24年度の見込み分までの産業廃棄物搬入量をまとめたものでございます。搬入量は、平成23年度に東日本大震災の影響などから大きく落ち込みましたが、平成24年度は営業の強化等を図ったことなどにより、自動車シュレッダーダスト及びその他の産業廃棄物ともに23年度を上回る搬入となったことから、合計で前年度比15.5%増の4,330トンとなる見込みであります。

次に、2の産廃事業収支の状況であります。

左の端の①「産廃事業収入」から②「産廃事業費用」を差し引いた、その下の③「産廃事業収支」は、供用を開始した平成17年度以降、黒字でございます。

しかしながら、施設整備時に日本政策投資銀行等から借り入れた返済に当たります④「償還金」及び⑤「償還利息」を差し引いた⑥「借入金償還後収支」は、平成19年度から赤字(マイナス)となっております。そのことから、平成22年度から、県は公社に対しまして、運営費の貸し付けを行っているところでございます。

平成24年度につきましては、③の「産廃事業収支」は8,100万円余の黒字でございますが、⑥「借入金償還後収支」は1億1,200万円余の赤字の見込みであります。

この赤字額からさらに前年度、23年度の⑦「金融機関からの一時借入金」2億8,000万円を差し引き、さらに⑨「差引」の5,500万円余を加えた累計収支は3億3,700万円余の赤字となりまして、年度末の資金不足解消のために必要な資金を含めた金融機関からの一時借入金は3億7,000万円と見込まれることから、この額を平成25年度に貸し付けることとしたものでございます。

公共関与支援事業についての説明は以上でござ

ございます。

○佐藤自然環境課長 それでは、資料の15ページをお願いいたします。改善事業の「有害鳥獣捕獲活動支援事業」でございます。

内容の説明の前に、まず16ページの表をごらんください。

1の表にありますように、野生鳥獣による農林作物への被害は、平成23年度は4億円を超えておりまして、依然として厳しい状況でございます。

このような中で、2の捕獲数の推移にありますように、今まで有害捕獲等を実施してきたところでありますが、引き続き捕獲等の対策を行っていくことが重要であります。

15ページに戻っていただきまして、このようなことから、1の事業の目的・背景にございますように、この事業は各市町村の有害捕獲班の活動を市町村と共同で支援するものでございます。

次に、2の事業の概要でございますが、予算額は2,002万5,000円でございます。事業期間は27年度までの3カ年、事業主体は市町村と事業者でございます。

(5)の事業内容でございますが、①の有害鳥獣捕獲班活動支援事業では県内26市町村が行う有害鳥獣捕獲活動を、それから②の野生猿特別捕獲班活動支援事業では、猿被害の多い18市町村が行います猿捕獲活動について、市町村からの要望が多い捕獲に係る銃やわななどの経費に対する助成を強化するなど、それぞれの捕獲班に対しまして、市町村と連携して支援するものでございます。

また、③の鳥獣保護区等周辺被害防止事業では、鳥獣保護区等及びその周辺の農林地における電気柵の設置や箱わなの購入を行う事業者に

対しまして、引き続き市町村と連携して支援を行うこととしております。

また、3の事業効果であります。これらのような対策を農政水産部、鳥獣被害対策支援センター等と連携して取り組むことによりまして、有害鳥獣の個体数調整が図られ、農林作物被害の軽減につながるとともに、捕獲班の活動体制の動機づけや、市町村との捕獲体制の強化も図られるものと思っております。

新規・重点事業の説明は以上でございますけれども、これと関連いたしまして、資料はつけておりませんが、鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業推進交付金について説明させていただきます。

この交付金は、国の平成24年度補正予算におきまして、有害鳥獣による被害の深刻化、広域化に対応するために、野生鳥獣の緊急捕獲活動や侵入防止柵の機能向上の取り組みを緊急に支援する事業として設置されたものでございまして、本県でも25年度から27年度までの3カ年で約4億5,000万円の交付を受けております。

本県では、農政水産部と連携して取り組むこととしておりまして、環境森林部サイドでは、野生鳥獣の緊急捕獲活動への支援といたしまして、イノシシ、鹿、猿を捕獲した者への頭数に応じた捕獲活動経費の助成等を行うものでございます。

なお、この交付金は、県段階で関係機関や団体等で構成する協議会を設けた上で、国からの交付金は県の予算を通さずに、この協議会に直接交付されまして、県の協議会はこの交付金を原資に基金を造成し、3年でその基金を取り崩しながら、事業実施主体であります市町村や地域協議会に経費の助成を行うものでございます。

県では、基金の受け皿となる機関として、県、

それから農業団体猟友会、町村会等からなる協議会を本年2月に設立したところをごさいますて、今後、この協議会を母体として事業を実施していくこととしております。

平成25年度の予算額は、約1億5,000万程度を見込んでおるところでございます。

本事業につきましては、県下26市町村全てにおいて取り組む意向にありますので、今後、着実な推進に努めてまいります。

自然環境課は以上でございます。

○水垂森林経営課長 森林経営課の新規・重点事業について御説明いたします。

資料の17ページをお開きください。「森林環境保全直接支援事業」についてでございます。

この事業は、1の事業の目的・背景にありますように、森林の持つ多面的機能を将来にわたって健全に発揮させていくため、計画的に造林、下刈り、間伐などの森林整備を行う者に対して、直接支援するものであります。

2の事業の概要ですが、予算額は20億1,889万3,000円で、事業主体は地方公共団体や林業事業体等でございます。

事業内容は造林や下刈りなどの支援であり、今年度は造林を1,500ヘクタール、下刈りを9,000ヘクタール、間伐を1,500ヘクタール予定しておりますほか、森林施業と一体となった森林作業道の開設を40キロメートル見込んでおります。

18ページをごらんください。

1の直接支援の対象者は、施業を集約化し計画的な森林整備を行う者、すなわち森林経営計画の認定を受けた者であります。25年度は経過措置として、これまでの森林施業計画の認定を受けた者や、間伐特措法に基づいて市町村が作成する特定間伐等促進計画の事業主体も対象となります。

間伐特措法は24年度までの時限立法でありましたが、32年度まで延長するという改正法案が国会に提出されており、5月には成立見込みであると聞いております。

2の補助率は68%で、3の補助金の流れにありますように、国と県の補助金は網かけ部分の森林経営計画の認定を受けた森林所有者等に直接支払われます。

この事業の狙いは、意欲と実行力のある者を直接支援することによって、計画的な森林整備を推進していくこと、あわせて施業集約化による伐採・集材経費のコスト縮減により、収益が増加した分を森林所有者に還元していこうということでございます。

本事業により、施業の集約化が進み、持続的な森林経営が図られるものと考えております。

説明は以上でございます。

○河野山村・木材振興課長 資料の19ページをお開きください。新規事業「しいたけ等特用林産物生産体制強化事業」であります。

この事業は、1の事業の目的・背景にありますように、干しいたけなど特用林産物の生産は、山村地域の貴重な収入源として重要な役割を果たしているほか、就労機会の創出など、地域経済の振興に大きく貢献しておりますが、近年は景気低迷に伴う消費量の減少や生産者の減少・高齢化など、経営基盤の安定化を図る上でさまざまな課題に直面しております。

このため、この事業では、生産意欲の高い生産者の組織化や新規参入を促進するとともに、経営の安定化や増産体制の構築に必要な施設整備などに対して支援を行うこととしております。

予算額は、2の事業の概要の(1)にありますように、3,818万2,000円でございます。

事業の内容であります。20ページをごらん

ください。中ほどの2の対策の左側、①のア、生産体制の整備では、新規参入者や市町村が認定した意欲の高い生産者グループが取り組む人工ほだ場や乾燥機などの生産施設の整備を支援し、担い手の確保・育成と経営規模の拡大に取り組むこととしております。

また、①のイの生産技術員の配置では、しいたけ中核指導林家14名と木炭技術指導員3名を主要産地に配置し、原木しいたけと木炭生産の新規参入者などに対して、生産技術の指導や経営指導を実施することとしております。

次に、右側の②の経営の安定化では、持続可能な経営を確立するために、生産コストの縮減や品質向上などに必要な乾燥機や運搬車など、施設整備を支援するとともに、その下の③のスキルアップでは、生産者の生産意欲の高揚と技術向上を図るための干しいたけ品評会を開催し、支援することとしております。

このような取り組みを通じまして、19ページの下でございます3の事業効果にありますように、生産拡大による山村地域の活性化や生産者の所得向上を図ってまいりたいと考えております。

説明は以上であります。

○石田みやざきスギ活用推進室長 常任委員会資料の21ページをお開きください。「森林整備加速化・林業再生事業」について御説明申し上げます。

1の事業の目的・背景についてでございます。

東日本大震災の復興木材を安定供給するとともに、輸入材に対抗できる効率的な国産材の生産体制を確立し、強い林業・木材産業を構築するため、素材生産・木材加工施設やバイオマス利用施設の整備、木造公共施設等の整備などを支援するものでございます。

2の事業の概要についてでございます。

予算額は、23億7,302万9,000円でございます。

なお、本事業につきましては、国から本県に配分された補助金を県の森林整備加速化・林業再生基金に積み立て、この基金を取り崩しながら事業を実施する仕組みでございまして、事業期間は平成26年度までとなっております。

(5) 事業内容についてでございます。

1の地域協議会運営推進費でございますが、こちらにつきましては、市町村や林業・木材産業の関係者で構成する地域協議会が行う全体計画の策定や事業計画の作成指導等に対する支援、県・市町村の指導事務費でございます。

②から⑥までの事業につきましては、ここで作成されました事業計画に基づいて実施されることとなります。

②から⑥までの事業につきましては、22ページをごらんください。

まず、②の「素材生産・木材加工施設等整備事業」では、素材生産の効率化や木材の安定供給を図るため、高性能林業機械の導入、大径材にも対応できる製材機械など、木材加工流通施設整備を支援します。

その右の③「木質バイオマス加工・利用施設整備等事業」では、林地残材と木質バイオマスの利用拡大を図るため、燃料等の木質チップなどの加工施設や木質ボイラーなどの整備を支援するものでございます。

さらに、2段目左側、④でございますが、「木造公共施設整備等事業」では、公共建築物の木造化や地域の新規用途開発の支援を行うものでございます。

その右、⑤「素材流通経費等支援事業」では、間伐材の流通経費の支援及び運転資金借入時の利子助成を、一番下、⑥でございますが、「森林

・林業人材育成加速化事業」では、低コストな素材生産に必要な人材などの育成を支援することとしてございます。

これらの取り組みによりまして、21ページ下の3、事業効果にございます効果の発現によりまして、本県森林林業・木材産業の再生を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

説明は以上でございます。

○神菊循環社会推進課長 続きまして、その他報告事項について御説明いたします。資料の23ページをお開きください。

循環社会推進課からは、2件、御報告させていただきます。

まず、エコクリーンプラザみやぎにおける灰溶融炉事故についてであります。

本件につきましては、事故翌日の3月13日に第一報としまして本委員会で御説明したところでございますが、本日は改めて事故の概要、その後の対応状況等につきまして御説明いたします。

1のエコクリーンプラザみやぎの概要につきましては、先ほど公共関与支援事業の説明の際に申しあげましたので、省略させていただきます。

2の灰溶融炉事故の概要についてでございますが、事故は3月12日午後7時半ごろ、焼却溶融施設内の灰溶融炉設備室において、スラグ生成のための炉の傾動作業中に爆発が発生いたしました。

添付しておりますパンフレット、4ページをお開きください。

まず、施設の概要図でございます。爆発事故は、左側ページ下のほうにあります焼却溶融施設内のスラグヤード側の部分で発生したものでございます。

続いて、6ページをごらんください。焼却溶融施設の処理工程であります。左側ページの中央の赤い部分が焼却炉でございます。そこから下の焼却灰貯留槽に焼却灰が流れ、飛灰とあわせてその下の灰溶融炉において高温で溶融され、さらにその下の水砕槽で細かなガラス状のスラグ、溶融スラグとっておりますが、これを生成する施設でありまして、これにより焼却灰のリサイクル、また最終処分場の延命化などを図るものでございます。

なお、この事故による火災、負傷者ともございませんでした。

資料にお戻りください。

被害の状況につきまして、写真をごらんください。左側の写真の中央やや下の部分に、水砕槽の金属壁が大きく変形し、その左側にある柱が、これは灰溶融炉を支える架台であります。変形しているのがごらんいただけると思います。

また、右側の写真では、水砕槽の金属壁がなく、左側にある架台が大きく変形しているのがおわかりいただけると思います。

このほか、スラグを搬出するための出入り口のシャッターが破損しておりました。

3の「現在の対応状況」につきましては、まず原因究明のため、メーカー（三菱重工業環境・化学エンジニアリング）において、設備や運転に関するデータ解析を行うとともに、溶融炉の安全対策のための工事を行っているところであり、工事が終わり次第、現場の調査に入ることとしております。

なお、ごみの受け入れにつきましては、通常どおり行っているところでございます。

今後、できるだけ速やかに事故原因を究明するとともに、灰溶融炉復旧に向けた検討を行ってまいります。

次に、28ページをお開きください。産業廃棄物処理業者に対する行政処分等についてであります。

本件につきましては、県の処分並びに相手方の対応等につきまして、新聞報道等がなされているところがございますが、その内容、経過、今後の県の対応につきまして御説明いたします。

まず、処分の相手方は記載のとおりでございますが、その理由といたしましては、同社の管理型最終処分場の定期検査を行った際に、同施設の水質検査の記録において、虚偽の記録を閲覧に供していたことが発覚したことによるものであります。この記録は、廃棄物処理法に基づき、施設の設置者が、施設の維持管理に関し、生活環境の保全上利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければならないとされているものであります。

また、行政処分の内容につきましては、同社に対しまして、施設及び事業の全部停止を国の法定受託事務処理基準に基づき30日とし、これを3月15日に命じたところがございます。

次に、これまでの主な経過であります。3月15日の事業停止処分後、3月19日付で同社が宮崎地裁に対し、行政処分取り消し請求訴訟の提起並びに執行停止の申し立てを行い、4月15日に同裁判所が行政処分の執行停止、これは第1審判決の言い渡しの日まででございますが、これを決定されたところでもあります。

なお、県の考え方でございますが、行政処分は関係法令や国の基準に基づいて適正に行ってきたというふうに考えております。今後、行われる行政処分取り消し請求訴訟において、県の考えをしっかりと主張してまいりたいというふうに思っております。

また、執行停止の決定は、行政処分の効力を

一時的に停止するものにすぎず、県の行政処分の正当性について判断されたものではありませんが、宮崎地裁の決定の理由が不当と考えられること、県が同社の主張や決定の理由を認容したと受けとめられかねないことから、4月19日に県といたしましては福岡高裁宮崎支部に即時抗告を行ったところであります。

循環社会推進課からの説明は以上であります。

○佐藤自然環境課長 それでは、29ページをお願いいたします。自然環境課から、2件、御報告させていただきます。

まず、建設工事における指名競争入札の試行に係る検討項目等につきまして説明いたします。

これは、県土整備部を中心に公共三部で検討を進めていこうとしているものでございまして、商工建設常任委員会におきましても、県土整備部から、この資料によって報告を行うことになっております。

まず、1の目的でございますが、災害対応力の強化の観点から、地域の建設業者の育成を図り、透明かつ効果的・合理的な競争環境のあり方について検討するため、指名競争入札を試行するものでございます。

次に、2の試行期間につきましては、7月中に試行を始めまして、年度末まで実施する予定としております。なお、年度内に試行結果を検証いたしまして、次年度以降の取り扱いを決定する必要があるものと考えておるところでございます。

次に、3の主な検討項目についてでございます。

まず、(1)の対象工種につきましては、予定価格3,000万未満の建設工事を対象といたしまして、今後、試行する工種を選定してまいりたいと考えております。

それから、(2)の試行件数につきましては、条件つき一般競争入札、これには価格競争入札と総合評価落札方式がございますけれども、これらとの比較に必要な試行件数を設定することを考えております。

それから、(3)の指名業者数につきましては、条件つき一般競争入札の応札状況、他県の状況等を踏まえまして、競争性を確保しつつ、入札方式別の比較が可能な指名業者数を設定してまいりたいと考えているところでございます。

(4)の指名選定基準につきましては、透明性、客観性の確保の観点と、地域の建設業者の育成という観点から、指名する業者を選定する際の基準を設定してまいりたいと考えております。

(5)の検証項目につきましては、試行結果を分析するために必要な検証項目を設定することを考えております。

最後に、4の今後の主なスケジュールでございますけれども、7月中には試行を開始したいと考えておりまして、準備が整った工種から順次試行してまいりたいと考えております。

さらに、平成26年1月に試行結果の分析を行いまして、3月には検証結果を公表し、次年度の指名競争入札の実施方針を決定したいと考えております。

環境森林部といたしましても、試行の目的を踏まえ、必要な検討項目等につきまして、今後、県土整備部及び農政水産部とともに検討を進め、スケジュールに沿った試行に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、30ページをお願いいたします。イノシシ及びニホンジカの狩猟期間の変更について説明させていただきます。

まず、1の目的及び背景でございますけれども

も、先ほど御説明いたしましたように、野生鳥獣の被害は厳しい状況にございまして、被害軽減のためにはさらに狩猟による捕獲を推進し、個体数の調整を図る必要があると考えておりまして、今回、狩猟期間等の見直しを行ったものでございます。

次に、2の狩猟期間の延長の概要をごらんください。

通常の狩猟期間につきましては、鳥獣の保護と狩猟の適正化に関する法律等によりまして、毎年11月の15日から翌年の2月15日までと定められております。

このような中で、県では数が著しく増加しており、農林作物への被害の大きいイノシシ、ニホンジカ及びニホンザルを特定鳥獣として定めまして、鳥獣の計画的な保護管理を行っていくことといたしまして、それぞれについて特定鳥獣保護管理計画を定めております。この計画の中で、イノシシと鹿につきましては、今まで、(1)の現行のところにありますように、通常の狩猟の終了日を1カ月延長し、3月15日までとしておりました。

今まで、有害鳥獣捕獲に対する助成を行うなど、関係機関と連携して対策に取り組んでおりますが、通常の狩猟におきましてもさらなる捕獲の推進を図る必要があること、また本県と隣接しております熊本、大分両県では、既にイノシシ、鹿につきまして、狩猟の開始日を毎年11月11日としていることから、今回、1の変更の欄にありますように、狩猟の開始日を11月1日に変更いたしまして、狩猟期間の延長を図るものでございます。

次に、(2)の狩猟期間を延長する区域でございますが、イノシシにつきましてはこれまでどおり県下全域としております。また、鹿につき

ましては、31ページの左側の地図にありますように、今までは宮崎市、都城の一部、日南市等を除く地域としてきたところでございます。今回の見直しに当たりましては、従来、鹿の生息密度が低かった地域でも鹿が確認され始めるなど、今までの対象区域周辺での鹿の密度の増加も見られてきたことから、31ページの変更の地図にありますように、今までの対象区域に宮崎市、都城市の一部、高鍋町、新富町を新たに加えるとしたところでございます。

これらの期間の変更に際しましては、(4)にございますように、鳥獣保護管理計画の変更が必要ですが、宮崎県自然環境審議会からの答申は3月26日付でいただいておりますことから、本年度の猟期から、イノシシ、ニホンジカの狩猟につきまして、期間等を変更することとしております。

自然環境課からは以上でございます。

○河野山村・木材振興課長 山村・木材振興課でございます。資料の最後のページになります32ページをごらんください。平成24年の素材生産量についてでございます。

農林水産省が先ごろ発表しました「平成24年木材統計」によりますと、本県の杉素材生産量は140万4,000立方メートルであり、平成3年以降、22年連続して全国一になりました。

なお、全樹種を含めた素材生産量全体では157万1,000立方で、北海道に次いで全国第2位でありました。

2の表をごらんください。表の下のほうの宮崎県の一番右側、増減の欄ですが、生産量を前年と比べますと、総数で6万1,000立方、杉で3万8,000立方減少しております。これは、昨年、木材価格が下落したことに伴い出材調整を行ったことや、夏場に例年に比べて降雨量が多かつ

たことが影響しているのではないかと考えております。

一番下の参考をごらんください。

(1)にありますように、本県の杉の全国シェアは14.1%となっております。

また、(2)にありますように、本県を含む南九州4県の杉生産量を合わせますと326万立方となっております、全国生産量の約3分の1を占めておりまして、南九州が杉の一大生産地であるということが数字的にもうかがえます。

説明は以上でございます。

○山下委員長 執行部の説明が終わりましたが、質疑に入りたいと思います。何かありませんか。

○緒嶋委員 初日だから、余り質問してもあれかなと思いますが、13ページの公共関与支援事業。これは将来的な産廃の公共関与については、将来は一般廃棄物で市町村だけの管理にしたいという、平成32年かな、というのがありましたが、そういう中でこういう決算状況が出ておるといことは――将来的な展望というのは、当然これは産廃の部分についてやはり県の責任もあるわけですので、これがある程度うまくいかないと、いろいろとまた将来、計画に課題を残すんじゃないかなと思うんですが、そのあたりの見通しというのはどうなっておるわけですか。

○神菊循環社会推進課長 今、委員がおっしゃいましたように、エコクリーンプラザにおける公共関与につきましては、平成32年をもちまして県は終了したいというふうに考えております。

その理由といたしましては、建設当時、処理施設や処理能力が足りなかったという事情でありますとか、モデル施設としての役割ということで始めたものでございますが、現状におきまして、そういう状況は改善されているのかなというところでございます。

ただ、施設につきましては、地元住民との協定におきまして、施設の処理期間の目途は15年ということがありましたので、その15年につきましては、すなわち32年でございますが、県としても公共関与をやっていこうというふうに考えております。

今の状況でまいりますと、32年ごろには赤字額というのが10億円ぐらいになるのかなというふうに思っておりますが、まずは少しでも経営改善が、収支改善がなされるように、しっかりやっていきたいということと、あわせて最終的な借金といいますか、赤字分につきましては公社におきまして十分協議をいただいて、私どもも協議に参加いたしますけれども、県に返済していただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○緒嶋委員 であれば、県の関与が平成32年でなくなっても、そういう市町村の理解が得られると。それと、浸出水調整池の補強工事について裁判にも今はなっておると思うんですけど、この推移等を見た場合、私も32年に完全に県が産廃から手を引くというか、言われたとおり民間でやれるということであれば、当然これはそれでいいと思うんです。

しかし、理解を得るためには、そういういろいろな課題を解決しないと、市町村もなかなかいいですよと言わんのではないかという気がするので、そのあたりも含めて対応はうまくいくのかということを開きたかった。

○神菊循環社会推進課長 県の公共関与の終了につきましては、先日、県として公にしたところでございますけれども、今後、参画市町村と十分協議させていただいた上で、その上で地元対策協議会との協議という手順を踏まえまして、

しっかり御理解を得ていきたいというふうに思っております。

それから、裁判につきましては、まだ第1審判決が出ておりません。その判決が大体あと2年ぐらいかかるだろうと言われておりまして、その判決を待って、それぞれの県なり公社なり市町村なりの負担というものについて、しっかり協議をしていきたいというふうに思っております。

○緒嶋委員 あと7～8年あるから、その中で解決すればいいことであるけれども、やはり年次を追ってできるだけ理解を得るようにせんと、最終年度になって何とかお願いしますでも、うまくいかんのではないかというような気もします。これはやはり県の姿勢は今は正しいと思いますので、そういう中で市町村の理解も得ながら、特に宮崎市が中心であろうと思いますので、そういう努力を続けてほしいというふうに要望しておきます。

○前屋敷委員 今に関連してですが、灰溶融炉の事故の件で、今、データの分析だとか、工事を行っているということですが、これはいつぐらいをめどに進める予定でいますか。

○神菊循環社会推進課長 現在、架台が非常に危ない状況であると。上に灰溶融炉がございますので、そのための安全工事を5月5日まで予定しております。その後、灰溶融炉全体をしっかりと検査をするということになりまして、まだはっきりとしためどは立っていない状況でございます。先ほどのデータの解析等も、本社のほうに持ち帰りまして、メーカーのほうでやっている最中でございます。

○前屋敷委員 今、溶融炉は使えないわけで、焼却した灰はそのまま埋め立てているという状況ですか。

○神菊循環社会推進課長 現在、灰につきましては、フレコンバッグに入れまして、先ほどの見取り図にありましたように、スラグの置き場がございます。スラグヤードというのがございますので、そちらのほうに入れておまして、埋め立てについてはまだしておりません。

○前屋敷委員 早く解明ができるように、努力していただきたいと思います。

○高橋委員 11ページの浄化槽適正管理調査啓発事業ですけど、浄化槽を個別に訪問とか聞き取りをするということの調査をされるようですが、私は衛生公社がこれは把握しているものだというふうに何か認識していて、ここでうまく台帳ができるんじゃないかなと思ったんですが、そうじゃないんですね。

○上山環境管理課長 もともと浄化槽の場合は、設置する場合に設置届というのを保健所のほうに出しますので、そちらのほうで一元的に管理しておったんですけれども、先ほど説明で申し上げたように、いろいろ変更届とか、そういったものが出されていない部分がございます、台帳となかなか合わなくなっているという状況でございます。

○高橋委員 衛生公社は行っているはずですよ、全浄化槽に。だから、衛生公社に聞き取りすれば、こんな手間暇かけなくても何かできそうな気がして、ちょっと疑問を感じたものですかから尋ねてみました。

○上山環境管理課長 先ほど申し上げましたように、衛生公社にも一応、現状を最初の部分は把握していると思うんですけれども、使っていらっしゃるうちにだんだん所有者が変わったり、建物を壊したり、浄化槽自体がなくなったりとか、そういったことで現状と合わなくなっている。そういった部分がございます、そ

の部分の調査を今回やらせていただくという趣旨でございます。

○高橋委員 わかりました。

○横田委員 浄化槽の台帳というのは、どこが管理されているんですか。

○上山環境管理課長 それぞれの保健所で、トータルのほうは県のほうで管理しております。

○横田委員 データベース化とかはされていないんですか。

○上山環境管理課長 データ的には、一元化して管理しているというふうに思っております。

○横田委員 先日、熊本にちょっと勉強に行かせてもらったんですけど、熊本の場合は浄化槽協会が一元管理でデータベース化していて、市町村どこでも見ることができるようになっているんですね。

それぞれ市町村が競い合いながら、受検率を上げていくというようなことをやっていて、非常に参考になったんですけど、今言われたように、廃止になったやつとか、空き家になって使われていないとか、そういうのがあるから、分母ばかりが大きくなって結局受検率が上がらないと。さっきの受検率の説明はそういうことですよね。

○上山環境管理課長 はい、そのとおりでございます。

○横田委員 それで、やっぱりちゃんとした数値を把握することは非常に大事だと思いますので、ひとつ熊本の——また一般質問とかでも取り上げてみようかなとも思っていますが、先進地をぜひ参考にさせていただければと思います。

○高橋委員 28ページの行政処分のことですけど、説明を聞いていて——全国的に判例が宮崎が初めてだったのか、もしくは行政処分が重くて、いわゆる宮崎地裁はこれを効力停止にした

のか、それをもうちょっと教えていただけませんか。

○神菊循環社会推進課長 この事例につきまして、私どものほうも全国的に調べたところがございますが、こういう虚偽記載というものは例としてなかったということがございます。

それから、宮崎地裁のほうで、処分が重くて停止したのかということがございますが、ちょっと表現的にはあれかもしれませんけれども、この処分によりまして、業者が受ける損害というものが大きいじゃないかと、回復不可能なものじゃないかということを判断されただけでありまして、重過ぎるから停止したというわけではないと、そういうことがございます。損害が大きいものが予想されるので、停止したということがございます。

○高橋委員 今ちょっと、処分の仕方が重かった——いわゆる行政から求めたのは営業停止ですよね。これは損益はもちろん事業者が受けるわけで、だから虚偽の記録に対して重かったという判断を裁判所がしたのかと、私は思ったところでした。

○神菊循環社会推進課長 この処分につきまして、私ども県としましては、国の処分の基準の通知がございます。法定受託事務の処理基準通知に基づいて、停止30日というふうにしたところでありまして、特段重いと思っているわけではございません。当然の処分をしたというふうに思っております。

裁判所といたしましては、その処分が適切かどうかという話ではなくて、現状ではこの処分を受けたことによって受ける業者のほうの損害を回避するために、一時的に行政処分の効力を停止したということがございます。

○金丸環境森林部次長 取り消し訴訟を東亜環

境側が行っているわけです。その取り消し訴訟については、今後、裁判の中で時間をかけて、県の行った処分が正しかったかどうかということが判断されます。

もう一つ、行政事件訴訟法の25条というところに執行停止という条項がありまして、取り消し訴訟を提起した方が、とりあえずという表現はいけませんけれども、今、処分が続行されると、回復しがたい損害を受けるというようなことが認められる場合には、本案の裁判が行われる前に、現在、県が行っている処分を一時的に執行停止するという制度があります。

したがって、今、高橋議員がおっしゃったように、本案についての正当性が重過ぎるとか重過ぎないとか、そういうことが判断されたわけではございません。

○山下委員長 よろしいですか。これは、実際に執行停止されたわけですか、行政処分。その経過をちょっと説明してください。

○神菊循環社会推進課長 資料でございますが、3月19日付で同社から宮崎地裁のほうに行政処分執行停止申し立てがなされまして、4月15日に宮崎地裁から行政処分の執行停止を決定したという旨の通知を受け取りました。ですから、15日をもちまして、行政処分の効力は停止しております。停止の期限としましては、括弧に書いてありますように、第1審判決の言い渡しの日までということがございます。

以上です。

○山下委員長 もうちょっとわからないんですが、これは実際、3月の15日、県のほうが全部停止を命じる行政処分をしたわけですよね。この日から稼働は停止されたわけですか。

○神菊循環社会推進課長 資料の1の行政処分の内容の(3)でございますが、行政処分の内

容でございます。全部停止を命じる行政処分は3月の15日に出しておりますが、停止する期間は3月25日から4月23日まででございます。これが、先ほど申しました2の行政処分の執行停止を決定というところにありますように、4月15日に停止をされたと。

ですから、4月15日から4月23日分については停止ということがなされていないと、既に業務は始まっているということでございます。現状において、15日から稼働ができるということでございます。

○山下委員長 4月15日から稼働を始めたわけですね。そういう理解でいいですね。わかりました。

○緒嶋委員 入札制度の試行件数、これはそれぞれ環境森林部、農政水産部、県土整備部で調整してやるのか、環境森林部独自で試行件数、問題は試行がどのくらいあるかというのが一番重要なところでもありますので、そのあたりはどういうふうに考えているの。

○佐藤自然環境課長 これは、あくまでも公共三部における話し合いをもとにやっていますので、基本的には各部ばらばらということじゃなくて、統一された方針でやるように検討が進むものと考えております。

○緒嶋委員 そうすると、これは今のところまだ試行件数はどれだけになるということはわからないということか。またそれぞれ振興局とか西臼杵支庁もあるわけだが、そういうところの全体のバランスというのも考えながらやるのか。具体的なそういう各論的なものはまだ詰まっていないということですか。

○佐藤自然環境課長 おっしゃるとおりでございます。各論的なものは今から検討を進めていくということで考えております。

○緒嶋委員 それでも、7月中旬ぐらいからはスタートできるというふうに理解していいわけですね。

○佐藤自然環境課長 このスケジュールに書いてありますように、7月中の開始を目途にやろうということに進んでおります。

○緒嶋委員 やっぱりこれは情報としてできるだけ早く、閉会中の委員会とかなんとかで、これは環境森林部だけじゃないけれども、そこ辺は調整して、これは業者のそういう対応の仕方もあると思うから、決まったことは早く公表するとか、我々にも知らせていただくとかいうことを要望しておきます。

○山下委員長 よろしいですか。ほかにありませんか。

その他、何かあれば出してください。よろしいですか。

なければ、これで環境森林部の審査を終了いたします。執行部の皆さん、お疲れさまでした。

午前11時5分休憩

午前11時11分再開

○山下委員長 それでは、委員会を再開いたします。

先般の臨時県議会におきまして、私ども8名が新たに環境農林水産常任委員会の委員に選任をされたところであります。私は、このたび委員長に選任をされました都城市選出の山下でございます。

一言御挨拶を申し上げます。

県の課題として、本県は新たな目標を新たなフードビジネスの展開ということで、大きな目標を設定されたところでありましたが、TPPの問題も合意に向けてなされたところなんです。本県の農林水産業の皆様方は大変大きな不

安を抱えている今日であります。

そのことを払拭すべく大きな課題に向かって努力してまいりたいと思いますので、一生懸命頑張ります。よろしく願いいたします。

それでは、委員の皆様方を紹介いたします。

まず、私の隣が宮崎市選出の有岡副委員長でございます。

次に、向かって左側ですが、西臼杵郡選出の緒嶋委員でございます。

宮崎市選出の横田委員でございます。

串間市選出の岩下委員でございます。

続きまして、向かって右側ですが、北諸県郡選出の蓬原委員でございます。

日南市選出の高橋委員でございます。

宮崎市選出の前屋敷委員でございます。

次に、書記の紹介をいたします。

正書記の佐藤主査でございます。

副書記の川崎主任主事でございます。

次に、農政水産部長の挨拶、幹部職員の紹介並びに所管業務の概要説明等をお伺いいたします。

○緒方農政水産部長 農政水産部長の緒方でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

農水産業を取り巻く情勢というのは大変厳しいものがございすけれども、農政水産部一丸となりまして、本県の農業、水産業、そして農漁村の発展のために全力で取り組んでいきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。山下委員長を初め委員の皆様方には、御指導、御鞭撻のほど、改めてよろしくお願いを申し上げます。

それでは、座って御説明させていただきます。

資料の1ページをお開き願いたいと思います。

まず、本年度の農政水産部の幹部職員を紹介させていただきます。

なお、課長補佐等につきましては、時間の関係もございすので、省略をさせていただきます。

それでは、総括次長の興梶正明でございます。

農政担当次長の郡司行敏でございます。

水産担当次長的那須司でございます。

畜産新生推進局長の中田哲朗でございます。

農政企画課長の鈴木大造でございます。

ブランド・流通対策室長の甲斐典男でございます。

地域農業推進課長の向畑公俊でございます。

連携推進室長の久津浩でございます。

営農支援課長の工藤明也でございます。

食の消費・安全推進室長の和田括伸でございます。

農産園芸課長の日高正裕でございます。

農村計画課長の宮下敦典でございます。

畑かん営農推進室長の原守利でございます。

農村整備課長の河野善充でございます。

水産政策課長の成原淳一でございます。

漁業・資源管理室長の日向寺二郎でございます。

漁村振興課長の神田美喜夫でございます。

農業改良対策監の後藤俊一でございます。

漁港整備対策監の木下啓二でございます。

畜産振興課長の押川晶でございます。

家畜防疫対策課長の西元俊文でございます。

工事検査監の岩永修一でございます。

総合農業試験場長の井上裕一でございます。

県立農業大学校長の山内年でございます。

水産試験場長の山田卓郎でございます。

畜産試験場長の岩崎充祐でございます。

以上でございます。

それでは、資料の4ページをお開きいただきたいと思います。農政水産部執行体制図を記載

しております。

農政水産部は、農政企画課を含む8課、「畜産新生推進局」の畜産振興課、家畜防疫対策課の2課に各課の課内室を加えました10課5室で構成しております。

今年度の組織見直しのポイントといたしましては、網かけをしておりますけれども、口蹄疫等からの再生・復興を超えた本県の畜産の新たな成長を推進するために、畜産・口蹄疫復興対策局を廃止しまして、「畜産新生推進局」を新たに設けたところでございます。

さらに、今般の食を取り巻く情勢に鑑みまして、食の安全確保等に迅速かつ機動的に取り組むために、営農支援課内に「食の消費・安全推進室」を新たに設けております。

資料の5ページから7ページには、農政水産部各課内の分掌事務を記載しておりますが、これは後ほどごらんいただきたいと存じます。

資料の8ページをお開きください。大項目4の平成25年度農政水産部予算編成の基本的な考え方につきましてでございます。

1の本県農水産業及び農漁村を取り巻く情勢につきましては、皆様御承知のとおりでございますが、昨年度は、(2)に書いておりますように、口蹄疫からの再生・復興を象徴する宮崎牛の対米輸出の再開や第10回全国和牛能力共進会での二連覇など、一部に明るい兆しも見られました。

しかしながら、燃油、あるいは配合飼料価格の高騰、さらには(3)に書いておりますように、担い手の減少・高齢化、耕作放棄地や鳥獣被害の増加など、課題が山積しております。

このような情勢を踏まえつつ、2の予算編成における基本的な考え方といたしまして、(1)でございますが、本県の平成25年度当初予算編

成方針におきまして、新しい時代を切り拓く「成長産業」の育成として、フードビジネスの展開、環境・新エネルギーの先進地づくり、アジア市場の開拓、この3項目が特別重点施策に位置づけられましたことから、農政水産部におきましても農水産業の新たな成長産業化を念頭に置いた取り組みを強化してまいります。

また、(2)でございますけれども、同時に新たな成長産業化の基礎となる生産現場の充実が喫緊の課題となっている状況も踏まえまして、新たなステージに入る畜産新生の取り組みの具体化に加えまして、本県農水産業・農漁村が備えておりますポテンシャルをさらに引き出す、そういう観点から、人・地域対策と産地・品目対策に大別しまして、重点的な対応を図ってまいります。

さらに、国における公共事業関係の動きも踏まえまして、他県と比べおこなわれている農業・農村整備事業や、漁港・漁場整備事業などの基盤整備についても集中的に展開してまいります。

なお、(3)でございますけれども、県全体で成長産業を育成するため、今後3年間の重点期間に、「みやざき成長産業育成加速化基金」等の活用も図りながら、重点的・継続的な農水産業の発展、農漁村の活性化に取り組んでまいります。

資料の9ページにつきましては、ただいま説明した基本的な考え方に基づきまして、主な新規・重点事業を整理したものでございます。

上段のフードビジネスの展開など、重点3分野への取り組みとあわせまして、中ほどの段の畜産新生や農水産業・農漁村が備えるポテンシャルの活性化、下の段の農水産業の生産基盤の充実強化などを図りつつ、資料右端に書いております「みやざき成長産業育成加速化基金」、

これを活用しながら、各種施策、事業にしっかりと取り組んで、生産者が希望を持てる宮崎県農水産業を実現してまいりたいと考えております。

次に、資料の10ページをお開きください。大項目5の平成25年度の当初予算につきましては、表の上段に記載しておりますけれども、一般会計で375億8,624万4,000円、対前年当初予算比で107.3%、特別会計で3億2,976万6,000円、対前年当初予算比で87.6%、農政水産部合計では379億1,601万円、対前年当初予算比で107.1%であります。

予算の執行に当たりましては、各種事業の早期着手に取り組み、十分な進行管理を行ってまいりますとともに、効率的な事業の推進を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、大項目の6「平成25年度農政水産部予算の主な重点事業等」についてでございます。

資料の13ページから16ページに、当初予算の新規・重点事業等を体系的に整理いたしております。網かけをしております24の事業につきましては、説明資料を掲載しておりますが、本日は特に線で囲っております10の事業につきまして、後ほど関係課・室長から概略を説明させていただきます。

最後に、報告事項についてであります。資料の66ページ以降につけております。66ページでございますが、宮崎県農業実態調査の実施について、これを含みます5件につきまして、それぞれ担当課長より御説明をいたします。

私からは以上でございます。よろしく願いをいたします。

○甲斐ブランド・流通対策室長 農政企画課ブランド・流通対策室でございます。資料の19ペ

ージをお開きください。「東アジア輸出促進拠点整備事業」についてであります。

まず、1の事業の目的・背景ですが、農産物等の輸出支援の拠点として香港事務所を設置するとともに、この事務所に県内企業等が輸出に取り組むための足がかりとなる「みやざき香港フロンティアオフィス」を併設するものであります。

2の事業の概要ですが、予算額は5,250万円、事業期間は平成25年度からの3カ年です。

(5)の事業内容ですが、①の「みやざき香港フロンティアオフィス整備運営事業」におきまして、倉庫を備えた事務所やフロンティアオフィスを設置するとともに、香港の商業街でのアンテナショップの設置や、輸出ブランド認証制度の構築等を進めてまいりたいと考えております。

次に、②の「マーケットイン・輸出向け農産物育成事業」では、海外ニーズに基づいた包装資材、出荷規格の採用、カンショスティックなど、商品企画の試行等を支援することといたしております。

20ページには事業の取り組みイメージが書いてございますので、後ほどごらんになっていただきたいと思っております。

説明は以上であります。

○大久津連携推進室長 地域農業推進課連携推進室でございます。資料の25ページをごらんいただきたいと思っております。「農」と「企業」のみやざきフードビジネス創出事業」でございます。

1の事業の目的ですが、本事業は、食品企業等の農業参入や、農林漁業者との連携構築によるフードビジネスの展開等を推進するものでございます。

具体的には、26ページのフロー図をごらんく

ださい。

まず、「地域6次産業化ネットワーク活動事業」ですけれども、各地域での取り組みを推進するため、農林漁業者と食品製造業者、市町村等が参画したネットワーク構築活動と、施設・機械等の整備に対して支援をいたします。

次に、「フードビジネス投資支援事業」ですが、農業者、法人、農業団体との連携により、多様な経営資源を有する企業の農業参入や、付加価値向上に向けた農産物の加工・販売に必要な施設・機械等の整備並びに新規雇用の支援を行うものであります。

このような取り組みによりまして、本県農業と食品産業等の構造改革を進める革新的なフードビジネスモデルの創出を図ることといたしております。

25ページに戻っていただきまして、予算額は1億円、事業期間は27年度までの3年間でございます。

連携推進室は以上でございます。

○和田食の消費・安全推進室長 営農支援課食の消費・安全推進室でございます。お手元の資料の27ページをお開きください。「みんなで築く鳥獣被害に強い地域づくり事業」でございます。

この事業は、鳥獣被害対策緊急プロジェクトの第2期対策として取り組むものでございます。集落対策の波及・拡大や、広域での被害防止対策を重点的に推進してまいります。

事業の概要でございますが、予算額は3億3,508万3,000円でございます。このうち、国の交付金は3億2,600万円を予定しております。事業期間は3年間となっております。

事業内容につきましては、28ページのフロー図で説明させていただきます。右側の「事業での展開方向」のところをごらんください。網か

けが3つしてあります。

まず、1の「鳥獣被害特命チーム活動強化事業」でございます。本事業では、被害防止対策の波及・拡大や広域化を図るため、関係機関の連携や支援体制の強化を進めてまいります。

次に、2の「鳥獣被害対策技術支援事業」でございます。本事業は、鳥獣被害対策支援センターが実施しますマイスター等の人材育成や、モデル実践集落への支援を行うものでございます。

次に、3の「鳥獣被害防止総合対策交付金関係事業」についてでございます。これは、国の事業を活用しまして、地域等で実施する被害対策を支援するものでございます。

これらの取り組みによりまして、集落における被害対策の充実と、成功事例の創出を推進してまいりたいと考えております。

食の消費・安全推進室からは以上でございます。

○日高農産園芸課長 農産園芸課でございます。33ページをお開きください。「施設園芸用燃料の木質バイオマス転換加速化事業」でございます。

この事業につきましては、1の目的・背景にございますように、本県の豊富な森林資源を活用した木質バイオマス暖房機の導入を加速化することによりまして、安定的な施設園芸経営の実現を目指していくということを目的としてございます。

34ページでございますけれども、上段の「事業のねらい」のところの右側のほうに書いてございますけれども、本事業を実施することによりまして、木質バイオマスへの転換が図られ、施設園芸農家の経営安定やエネルギーの地産地消といった成果が期待されるところでございま

す。

本事業では、中ほどのほうにございますように、木質バイオマス暖房機の導入支援というも のの中で、国の補助事業等を最大限に活用した 上で、農業団体とも連携することによりまして、 施設園芸農家の導入負担を軽減するというよう なことを進めてまいりまして、従来の重油暖房 機並みの価格で導入できるようにするというこ とで考えておるところでございます。

33ページにお戻りいただきまして、予算額は 中ほどに書いてございますように4,070万円でご ざいまして、事業期間は平成25年度から27年度 までの3年間としてございます。

農産園芸課は以上でございます。

○原畑かん営農推進室長 農村計画課畑かん営 農推進室でございます。資料の39ページをお開 きください。「畑かんで進める地域農業再生事業」 についてであります。

口蹄疫からの再生・復興に向けて、耕種と畜 産のバランスがとれた産地構造への転換を図る ため、畑地かんがいを活用した収益性の高い営 農技術と、その普及体制の強化に取り組んでお ります。

具体的には、畑地かんがいを活用した新たな 輪作体系を確立するため、ホウレンソウや里芋 等の露地野菜の収量の向上と、緑肥による土づ くり等の普及に取り組んでおります。

また、走行しながら散水を行います自走式の 散水機の導入などによりまして、散水作業の省 力化に取り組んでおります。

さらに、畑かんマイスター20名を新たに設置 いたしまして、畑かん営農の実践事例の紹介や 行政への御提言等、関係機関とも連携した取り 組みを実践していただいております。

本年度は、これらの取り組みをさらに充実し、

畑かん営農の普及・拡大を図っていくこととし ております。

以上でございます。

○河野農村整備課長 農村整備課でございます。 資料の41ページをお開きください。「小水力発電 等農村地域導入支援事業」についてであります。

1の目的にありますように、豊かな水資源や 高低差のある地形を有する本県において、農業 用水を利用した小水力発電の導入を支援するも のであります。

42ページの下段の事業内容にありますように、 ①落差や流量が大きく、売電収入を見込める場 所におきましては、国の補助事業を活用する大 規模タイプとして、また②マイクロ発電等によ り、鳥獣害防止の電気柵や電灯などに利用する 場所におきましては、県単事業を活用する地域 活性化タイプとして推進していくこととしてお ります。

41ページにお戻りいただきまして、2の事業 概要にありますように、平成25年度予算額は 3,500万円、事業期間は平成28年度までとし ております。

説明は以上でございます。

○成原水産政策課長 資料の47ページをごらん ください。「日本一のキャビア産地づくり支援事 業」について御説明いたします。

事業の目的・背景にありますように、現在、 チョウザメの産地づくりを進めているところで ございますけれども、いよいよことしの冬、初 めてのキャビアが販売できる予定となっておりますこと から、養殖業者が設立した事業協同組 合によるキャビアの生産及び販売体制の確立が 急務となっております。

このため、2の(5)の事業内容にお示しし ておりますように、①の「種苗の安定供給体制

づくり事業」において、大型で良質な種苗を安定的に供給いたしますとともに、②の「生産・販売体制構築支援事業」では、事業協同組合に、今、水産試験場が持っておりますキャビア加工技術を円滑に移転するとともに、商品開発、あるいは販路開拓を支援するという事としてございます。

予算額は、上のほうに書いてございますように4,010万7,000円、事業期間は今年度からの3年間でございます。

水産政策課は以上でございます。

○**神田漁村振興課長** 漁村振興課でございます。資料の51ページをお願いいたします。「水産基盤整備事業」でございます。

漁港施設や漁礁漁場の整備を行う事業でございますが、先に52ページのほうをごらんください。

左側の漁港整備事業のほうなんです、四角の枠で囲んだ4つの体系、1つ目の「静穏度の確保と災害に強い基盤整備」、次の「計画的かつ適切な老朽化対策」、「漁船及び就労作業の安全確保対策」、そして「快適な漁村環境の保全・整備」というような考え方によりまして漁港施設の整備を行い、また右側にございます漁場整備事業におきましては、同様に「漁礁漁場の効果的な整備」と「漁場の基礎生産力の向上」を図るための漁場の整備に取り組んでまいります。

51ページに戻っていただきまして、2の(1)にございますように、予算額は20億9,602万7,000円を計上してございます。

事業の効果でございますけれども、漁場施設の整備によりまして、効率的な操業、資源の増大等の効果によりまして生産性の向上が図られ、また漁港施設の改良等の整備や、老朽化の進行しております漁港施設の長寿命化対策への取り

組みによりまして、安全・安心な漁業活動に寄与し、水産物の安定供給が図られるものと考えてございます。

漁村振興課は以上でございます。

○**押川畜産振興課長** 畜産振興課でございます。「委員会資料」の55ページをお開きください。新規事業の「全共二連覇“日本一宮崎牛”販路拡大対策事業」についてでございます。

1の事業の目的・背景にございますように、全国和牛能力共進会におきます宮崎牛二連覇というアピール力を生かしまして、国内外への食肉プロモーションを積極的に展開し、県産牛肉のブランド力強化と販路の拡大を推進するものがございます。

56ページの中ほどの日本地図をごらんください。牛肉消費量は、関西以西で高く、関東では低い、いわゆる西高東低となっております。

しかしながら、人口の多い関東は魅力的な市場でありますことから、これまでの販路拡大対策に加えまして、流通量が少なかった関東方面に対する対策を進めますとともに、北米や東アジアを中心とした輸出対策を実施いたします。

55ページに戻っていただきまして、2の事業概要でございます。予算額は2,464万6,000円、事業期間は平成25年から27年までの3年間、事業主体は経済連、乳肥農協等でございます。

事業内容の主なものといたしましては、①にございます卸業者対策といたしまして、大手バイヤーとの商談会、関東市場への生体出荷による卸業者を通じた販路拡大、海外輸出を行います卸業者開拓などを行うこととしております。

さらに、小売店・消費者対策等を取り組み、3の事業効果にございますように、県産牛肉の流通量増加、枝肉売買価格の向上が図られ、取扱指定店を3年間で20%増加するように目指し

てまいりたいと考えてございます。

畜産振興課は以上でございます。

○西元家畜防疫対策課長 家畜防疫対策課でございます。「常任委員会資料」の59ページをごらんください。新規事業「口蹄疫埋却地再生活用対策事業」についてでございます。

口蹄疫埋却地につきましては、今月21日から順次、3年間の発掘禁止期間が終了いたしますが、60ページ上段の写真にありますとおり、石れきの表出や陥没、亀裂等によりまして、現状のままでは農地等としての再利用が困難な状況にありますことから、中ほどの枠の中にお示ししておりますが、石れき除去や整地等の整備に加えまして、土壌分析等に基づく営農指導、地下水等への影響に備えた対策等を実施するものでございます。

59ページに戻っていただきまして、2の事業概要であります。予算額は5億7,969万1,000円、財源は約2分の1を国庫、これは家畜伝染病予防費負担金といたしております。事業期間は27年度までの3年間といたしております。

また、3の事業効果にありますとおり、本年度は全体の6割に当たります約50ヘクタールの整備を予定しております。委員長を初め委員の皆様方にも御案内させていただきましたとおり、来月、5月7日には川南町で起工式を行うことといたしております。

家畜防疫対策課からは以上でございます。

○鈴木農政企画課長 農政企画課でございます。資料の66ページをお開きください。宮崎県農業実態調査の実施について御報告申し上げます。

この調査の趣旨でございます。先ほどから話に出ておりますけれども、フードビジネスの推進、あるいはT P Pの交渉の進展に伴う対策の実施、そういったものをより効果的に現場のニ

ーズを踏まえて行うということで、今般、農業実態調査を行うということでございます。

対象は、農林業センサスにおけるいわゆる農家全戸、約4万5,000戸でございます。

実施期間は4月上旬からと書いてございますけれども、既に順次、地域ごとに開始している状況でございます。6月末までに取りまとめたというふうに考えてございます。

実施方法につきましても、なるべく農家の方々の御負担のない形でということを考えてございまして、市町村、あるいは農業団体の協力も得ながら、例えば農家の方が集まる集会とか受け付け、そういったところで一緒にアンケートも書いていただく。あるいは関係団体を通じて、こういったアンケートの配付、回収をお願いするというような方法をとってございます。

調査項目につきましては、67ページ以降に実際の調査票のほうを添付させていただいております。A3、裏表1枚でつくってございますけれども、主なものといたしましては、今後の営農の意向、あるいはT P P協定交渉のこういった報道がなされておりますけれども、そういったものが与えている影響、そして今後、個人、あるいは地域でどのように営農を改善していくか、進めていくかというときに、どのような施策が優先的に求められているかというようなことを大別して構成してございます。

6月末までの調査となっておりますので、7月以降、こういった調査結果につきましては順次分析、公表してまいりたいというふうに思っております。その際、品目、あるいは年齢層、地域別、そういった分析——やや時間はかかると思いますが、そういったこともつなげて、市町村、あるいは農業団体、そういった協力していただいた方の役に立つような調査にし

ていきたいというふうに考えてございます。

農政企画課は以上でございます。

○宮下農村計画課長 農村計画課でございます。資料の71ページをごらんください。建設工事における指名競争入札の試行に係る検討項目等についてでございます。

本件につきましては、県土整備部を中心に公共三部で検討を進めているものでありまして、先ほど環境森林部のほうからも御報告をさせていただいております。そのことから、内容につきましての説明は控えさせていただきます。

農政水産部といたしましても、試行の目的を踏まえまして、必要な検討項目等について、今後、県土整備部及び環境森林部とともに検討を進め、お示ししておりますスケジュールに沿った試行に向けて、取り組んでまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○押川畜産振興課長 畜産振興課でございます。委員会資料の72ページをお開きください。宮崎県畜産新生プランの策定についてでございます。

まず、趣旨にございますように、目的は3つございます。1つ目が、口蹄疫の被害を受けた畜産農家が安心して経営を再開すること、2つ目は、県全体の畜産農家が経営を維持・発展させること、そして3つ目が、畜産業が将来にわたって本県の基幹産業であり続けることでございます。これらを実現するために、中長期的な視点で安全・安心で付加価値や収益性の高い畜産の構築に向けた取り組みを進める必要がありますことから、宮崎県畜産新生プランを策定いたしまして、県として、畜産経営を取り巻く課題への対応や畜産の将来像を明確にした上で、市町村、関係団体、畜産農家との共通理解のもと、連携した取り組みを進めていくものでござ

います。

次に、プランの位置づけにつきまして、県では、「口蹄疫からの再生・復興方針」等の取り組みを総括した上で、今後の県政運営の基軸となります「復興から新たな成長に向けた基本方針」を2月に策定したところでございますが、このプランは「復興から新たな成長に向けた基本方針」に示しました新たな成長に資する取り組みの1つとして、口蹄疫からの再生・復興を進める畜産分野について、畜産新生の取り組みを具現化するものでございます。

次に、主な構成といたしましては、「生産性の向上」、「生産コストの低減」、「販売力の強化」、「畜産関連産業の集積」の4つの課題ごとに、10年後を見据えました目指す姿と、このプランの期間の目標を明確にしております。

次に、本県畜産の新生につきましては、4つの課題ごとに、目指す姿に関する現状・課題を整理しますとともに、目指す姿の実現に向けた具体的取り組みを示しております。

あわせまして、本県畜産の新生を実現する上でのベースとなります防疫体制の強化につきましては、口蹄疫からの再生・復興方針工程表に沿った取り組みの実績を踏まえ、今後の定着・充実に向けた具体的取り組みを示しております。

そして、プランの実現に向けました推進体制を後ほど説明いたしますが、整理しているところでございます。

プランの期間につきましては、本県畜産の新生に向けた取り組みをスピード感を持って集中的に推進するために、平成25年度から平成27年度までの3年間としてございます。なお、平成28年度からは、第七次宮崎県農業・農村振興長期計画において対応することとしてございます。

プランの策定に当たりましては、畜産新生プロジェクトにおいて、本県畜産を取り巻く4つの課題への対応について、県、関係団体等の実務者で構成いたしますワーキングチームでの調査・検討等を踏まえまして、県、関係団体等の代表者で構成いたします畜産新生会議で総合的な検討を行いまして、3月末に口蹄疫復興対策本部会議において決定いたしました。

この間、当常任委員会におきましても3回御報告申し上げ、いただきました御意見をプランに反映させていただいたところでございます。

74、75ページをお開きください。ただいま説明いたしましたプランの全体像をお示ししてございます。

上のほうに、目指す将来像や趣旨等について整理した上で、74ページに4つの課題ごとの目指す姿とプランの目標を、75ページにその実現に向けた取り組みの方向性と推進体制を示してございます。

例えば、生産性の向上では、一番上にございます。肉用繁殖牛の分娩間隔の短縮、現在414日となっていますものを1年1産に向けて、関係機関によるサポートや地域ぐるみでの取り組みを進めることとしております。

また、このプランにつきまして別冊でお配りしておりますので、後ほどごらんいただければと思います。

次に、76ページをお開きください。口蹄疫終息後の畜産農家の経営再開状況についてでございます。

平成25年4月20日時点で取りまとめました経営再開状況につきまして、まず(1)の戸数でございまして、一番右側の全体の欄にございまして、62%となっております。これは、1年前と比較いたしまして2ポイントの増加、

(2)の頭数でございまして、同じく全体の欄にございまして69%、これは10ポイントの増加となっております。

また、その下の参考のところ、県内飼養頭数の変化につきまして、口蹄疫発生前の頭数を基準とした回復状況は、表の右側、直近の平成25年2月1日現在で、全体の欄にございまして、発生前の90%まで回復してございます。

このような経営再開状況につきましては、高齢化の進行に加えまして、配合飼料価格の高まり、近隣諸国での口蹄疫の続発、TPP交渉への参加表明など、畜産を取り巻く厳しい状況が続く中で、これから大きく伸びることは見込めないのではないかと考えているところでございます。

今後は、畜産新生プランに基づく生産性の向上等の取り組みにより、県全体での飼養頭数の確保を図ることとしており、その進行管理を行っていくことが重要でありますことから、来年度以降は県内全体の頭数回復状況について公表する方向で検討してございます。

県といたしましては、引き続き、農家に寄り添いながら、経営再開や耕種転換等に向けた支援など、口蹄疫からの再生・復興に丁寧に取り組まるとともに、畜産新生プランに基づいて、本県畜産を取り巻く課題について、畜産農家、関係団体、市町村との共通理解のもと、連携した取り組みを進めていくことで、全国のモデルとなる安全・安心で付加価値や収益性の高い畜産の構築に努めてまいりたいと考えてございます。

畜産振興課は以上でございます。

○西元家畜防疫対策課長 家畜防疫対策課でございます。常任委員会資料の77ページをごらんください。家畜防疫員による農場巡回指導の状

況についてでございます。

近隣諸国におきましては、依然として口蹄疫や高病原性、あるいは低病原性の鳥インフルエンザが発生をしております、農家の防疫意識を高め、一層の防疫強化を図るため、引き続き家畜防疫員による農場巡回指導を実施しているところでございますが、昨年度実施いたしました巡回指導につきましては、その結果を取りまとめましたので、御報告をさせていただきます。

まず、1の農場巡回指導の状況であります。

(1)の巡回指導方針といたしまして、牛につきましては、平成23年度の巡回項目のうち不備の多かった上位3項目、すなわち記録の保存、立入禁止看板の設置、車両消毒の徹底ができていなかった農場を中心に、また豚、家禽につきましては、全戸巡回を基本といたしまして実施をいたしました。

その結果を(3)の表にお示しいたしましたが、牛、豚、家禽、合計で4,994戸を巡回いたしました結果、調査項目のうち1項目でも不備がある農場は、平成24年度の欄を見ていただきますと、牛では28.9%、豚で17.2%、家禽で2.9%という結果でございます、昨年度に比較いたしますと、相当程度改善されているものと思われました。

また、その主な指導項目につきましては、次のページの(4)にお示ししておりますとおり、牛では記録の不備や畜舎に立ち入る者の手指及び靴の消毒が不十分な農家が、また豚では衛生管理区域内の施設及び器具の消毒や記録等の不備が、家禽では防鳥ネットの設置や破損した鶏舎の壁等の修繕ができていない農家が多く見受けられたところでございます。

また、大きな2の「埋却地確保の状況」であります、県内全農場となります9,776戸の埋却

地確保率は、表の右下の合計にありますとおり99.5%でありました。

今後は、引き続き市町村や関係団体と連携しながら、未確保農家への助言、指導や情報提供を行いますとともに、既に確保している農場の埋却地の活用など、地域ぐるみでの防疫対策の推進に努めてまいりたいと考えております。

家畜防疫対策課からは以上でございます。

○山下委員長 以上で執行部の説明が終わりましたが、今から質疑に入ります。何かありませんか。

○蓬原委員 59ページの口蹄疫埋却地再生活用対策事業。口蹄疫からの復興の戸数、頭数の話も、今、76ページでいただいたところですが、約5億8,000万円のお金をかけて50ヘクタール、私が単純な計算なので、もし間違っていればの確認ですが、平米当たり1,100円ぐらいかかるのかなと思います。間違っていたら、御指摘ください、確認ですから。これでいくと、1反歩当たり、1,000平米ですから110万円かかるということですね。

いわゆる公共事業的な工事だろうと思うんですが、1反歩を110万の費用をかけて再生して、高齢化が進む、TPPがある、また発生するんじゃないかというおそれがある、そういう営農意欲が低下する中で、それだけの投資効果が得られるんだよという確信的な言葉をちょっとお聞きしたいなと思って。私のまず計算が間違いないかどうか、そのあたりはどうなんですかね。

○西元家畜防疫対策課長 委員のおっしゃるとおりでございます、10アール当たり110万円程度の試算でございます。

これまで、整備の工法につきましていろいろと検討してまいったわけですが、その工法次第、あるいは農地の状況におきまして、いろいろと

単価は変化するものとは考えております。

平均いたしますと、これぐらいの単価ということで、その効果ということになりますと、我々は再生整備の考え方を農家の生産基盤というものをもとに戻すことを前提としておりまして、それをもとに戻すためにはこれぐらいの試算であったということでございます。

○蓬原委員 そうした場合に、再生した農地がよもや耕作放棄地になったりということはない、それだけの意欲というか、この土地を利用するよという見込みはあつてのことだというふうに理解していいですね。

○西元家畜防疫対策課長 これまで、各所有者、あるいは利用者の方々に、お話をずっと聞いてまいりました。それで、農家の意向として、今後、使っていく意向のある農家につきまして、整備をしていこうということにしております。

○蓬原委員 わかりました。

○山下委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 ないようですので、農政水産部の審査を終了いたします。お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時55分休憩

午前11時56分再開

○山下委員長 それでは、委員会を再開いたします。

4月の18日に行われました委員長会議の内容について御報告をいたします。

委員長会議において、お手元に配付の「委員長会議確認事項」のとおり、委員会運営に当たつての留意事項等を確認いたしました。

時間の都合もありますので、主な事項についてのみ御説明をいたします。

まず、1ページをお開きください。(5)の「閉会中の常任委員会」についてであります。定例会と定例会の間に原則として1回以上を開催し、また必要がある場合には適宜委員会を開催するという内容であります。

次に、2ページをお開きください。(7)の「執行部への資料要求」につきましては、委員から要求があつた場合は、委員長が委員会に諮つた後、委員長から要求するという内容であります。

(8)の「常任委員長報告の修正申し入れ及び署名」についてであります。本会議で報告する委員長報告について、委員会でその内容を委員長一任と決定した場合、各委員が修正等の申し入れを行う場合は委員長へ直接行うこと、報告の署名は委員長のみが行うこととするものであります。

次に、3ページをお開きください。(12)の「調査等」につきましては、ア、県内調査、イ、県外調査、ウ、国等への陳情と分かれております。

まず、アの県内調査についてであります。4点ございます。

1点目は、昨年度の幹事長会議において決定された事項であります。県議会として県民との意見交換をより活発に行うため、常任委員会の県内調査において、「県民との意見交換を積極的に行う」という文言を今年度から新たに盛り込んでおります。

2点目は、調査中の陳情・要望等について、事情聴取の性格を持つものであり、委員会審査に反映させれば事足りるということで、「後日、回答する旨等の約束はしない」ということであります。

3点目は、委員会による調査でありますので、個人行動はできる限り避けるというものであります。

4点目は、特に必要がある場合には、県内調査であります。日程及び予算の範囲内で隣県を調査できるというものであります。

なお、日程等につきましては表のとおりであります。常任委員会については「県民との意見交換を積極的に行うこと」としたことや、調査テーマや調査先の関係等により、行程上「1泊2日」での実施が困難な場合を考慮し、「2泊3日も可」としたものであります。

次に、イの県外調査についてであります。

節度ある調査を行うために、個人的な調査、休祝日、定例会中、調査先の議会中及び災害時の発着、さらには単独行動を避けることを確認するものであります。

その他の事項につきましても、目を通していただきたいと思っております。

皆様には、確認事項に基づき、委員会の運営が円滑に進むよう御協力をお願いいたします。

確認事項について、何か御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 次に、今年度の委員会調査など、活動計画案についてはお手元に配付の資料のとおりであります。

活動計画(案)にありますとおり、県内調査を5月及び7月に実施する予定であります。日程の都合もありますので、調査先について、あらかじめ皆様から御意見を伺いたいと思っております。

参考までに、お手元に資料として、「平成25年度環境農林水産常任委員会県内調査先候補」と「常任委員会視察の実施状況」とを配付しております。

調査先等につきまして、何か御意見、御要望等がありましたら、お出しいただきたいと思

ます。

また、県外調査につきましても、御意見がありましたらあわせてお出しいただきたいと思

暫時休憩いたします。

午前11時59分休憩

午後0時11分再開

○山下委員長 それでは、県内調査日程、調査先等については、ただいまの御意見を参考にしながら、正副委員長に御一任いただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

そのほか何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 ほかに何もなければ、本日の委員会を終了したいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 それでは、以上をもって本日の委員会を終わります。

午後0時12分閉会

署 名

環境農林水産常任委員会委員長 山 下 博 三

